

和歌山県教職員組合新教育会館建築に係る入札参加資格基準

2024年2月1日

(建築工事の概要)

第1条 和歌山県教職員組合新教育会館建築工事の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 対象工事名： 和歌山県教職員組合新教育会館建築工事
- (2) 工事場所： 和歌山市湊通丁南1丁目6番地2
- (3) 施設用途： 事務所
- (4) 構造・階数： 木造・2階
- (5) 延べ床面積： 451.32㎡程度
- (6) 工事発注者： 和歌山市小松原通3-20  
和歌山県教職員組合  
執行委員長 武田正利
- (7) その他： 当該建築予定の建物についてはJAS構造材実証支援事業の助成を予定している。

(入札参加資格がない者)

第2条 次の者は入札資格認定を受けることができない。

- (1) 本店(社)が県内建設業者でない者
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者
- (3) 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けている者
- (4) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止を受けている者
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (6) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けている者
- (7) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てを行っている者で同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てを行っている者で、同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けていない者
- (9) 建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者(その刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から審査基準日時点で5年を経過した者を除く。)
- (10) 令和6年1月1日現在和歌山県建設入札参加資格認定一覧表における「申請業種」が“建築”以外の者及び令和4・5年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準(令和3年12月9日改正)による「決定格付け」が“A”又は

“B”以外の者

(11) 次条にかかる入札参加資格申請書及び添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載をしなかった者

(登録に係る申請)

第3条 第1条に定める建築工事の一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に係る申請をし、入札資格認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、別記第1号様式に掲げる入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)の様式を用いて、期日までに次の添付書類と併せて工事発注者に届出ること。

(1) 令和4・5年度和歌山県建設入札参加資格認定書の写

(2) 令和4年・5年の建築工事施工実績(建物に限る。後日返却します。)

(工事期間、工事内容【構造、階数】、請負金額、公共・民間の別、元請・下請の別を記載した調書)

(3) 誓約書(別記第2号様式)

(申請の期日)

第4条 申請書の期日は、2024年2月22日(木)必着とする。

(資格の認定)

第5条 資格の認定は、和歌山県教職員組合内に組織する和教組会館検討委員会で行うものとする。

(審査結果の通知)

第6条 審査の結果は、2024年2月29日(木)以降に郵送で通知する。

(苦情等の受付)

第7条 審査結果による苦情等は、一切受け付けない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。